

川島町空き家等解消促進事業

補助金を活用し、敷地全体を更地にする解体工事の例

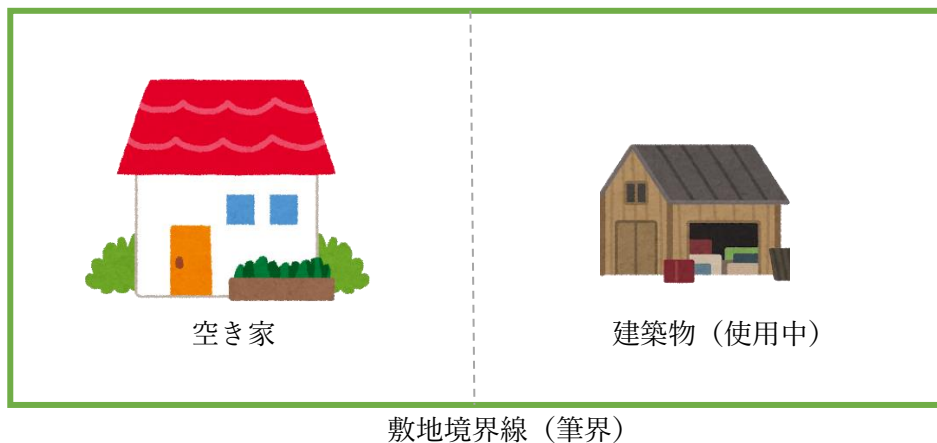
以下に記載した図は、交付要綱第2条第3号における「敷地全体」の例であり、本補助金を活用して解体工事を行う場合は、敷地内の全ての建築物等を解体し、敷地全体を更地にする工事が補助対象になります。

また、以下の例以外においても、敷地全体と認められる場合もありますので、事前にご相談ください。

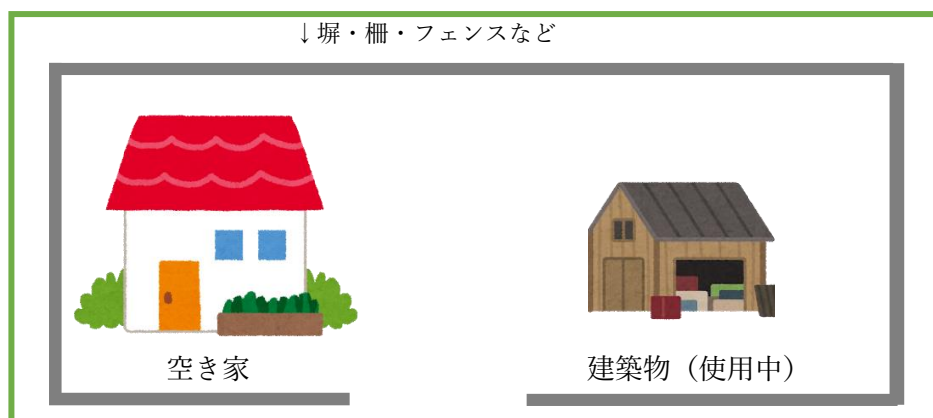
「敷地全体」の判断については、建築基準法上の「敷地」による定義だけでなく、現地の状況、敷地及び建築物の所有・使用の状況、ライフライン（電気・ガス・水道等）の使用形態、固定資産課税上の面地設定などを踏まえて総合的に判断します。

敷地全体＝空き家等と一体的な利用に供されている土地（例）

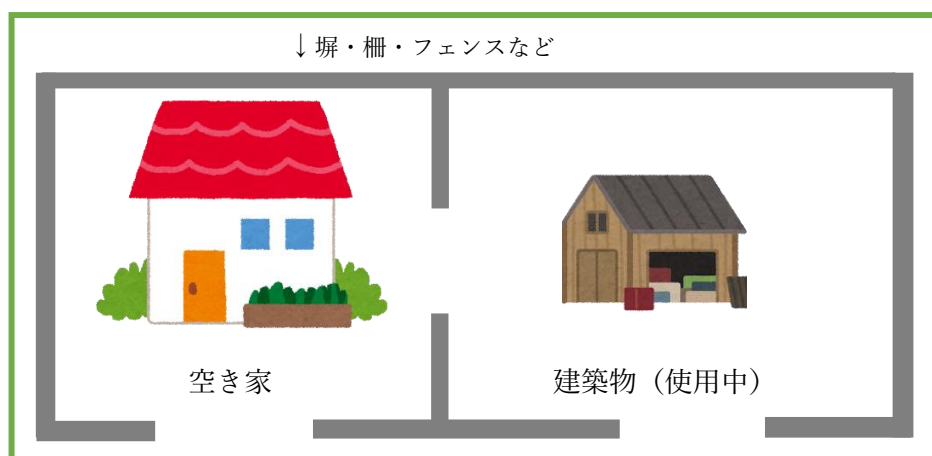
○敷地相互間に塀や柵、フェンスなどの明確な隔たりがなく自由に往来が可能なもの



○敷地相互間が塀や柵、フェンスなどにより一体的に囲われており自由に往来が可能なもの



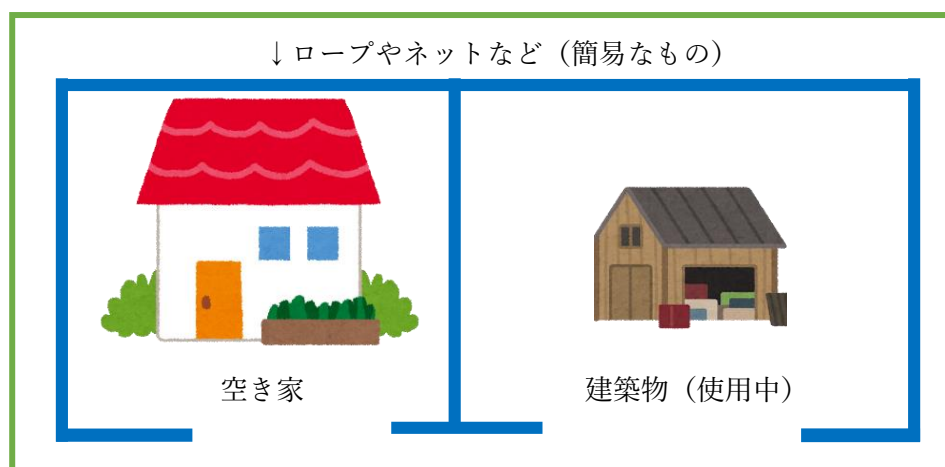
○敷地相互間に塀や柵、フェンスなどがあるものの、これらの無い箇所や門などが設置されており自由に往来が可能なもの



○敷地相互間が道路で隔てられているものの、私道であるため自由に往来が可能なもの



○敷地相互間が塀や柵などで隔てられているものの、ロープやネットなど簡易な造りであり容易に往来が可能なもの



○敷地相互間が塀や柵、道路（私道）などで隔てられているものの、水道を1箇所からひいているもの

